

平成30年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成30年11月29日(木) 午後1時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(5名)

黒須俊隆	委員長	石渡登志男	副委員長
花澤房義	委員	山田繁子	委員
加藤岡美佐子	委員		

出席説明員

商工観光課長	板倉洋和	商工観光主査 兼振興班長	谷川充広
--------	------	-----------------	------

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	花沢充
主任書記	安井與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

- ・議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○石渡登志男副委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎委員長挨拶

○石渡登志男副委員長 最初に、委員長から挨拶のほど、よろしくお願いいたします。

○黒須俊隆委員長 皆さん、こんにちは。

本日は当委員会に付託されています議案第4号の審査ということで、皆様、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○石渡登志男副委員長 ありがとうございます。

続きまして、早速ですが、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

◎議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

○黒須俊隆委員長 それでは、本日の出席議員は5名です。委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、当常任委員会に付託になった議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

商工観光課を入室させてください。

(商工観光課 入室)

○黒須俊隆委員長 商工観光課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行いますので、説明をお願いします。

時間の関係もごございますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号について説明をお願いします。

○板倉洋和商工観光課長 それでは、商工観光課、私、商工観光課長の板倉と申します。よろしくお願ひいたします。

そして、私の左手にありますのが振興班長の谷川でございます。きょうは以上2名で対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○谷川充広商工観光主査兼振興班長 よろしくお願ひいたします。

○板倉洋和商工観光課長 それでは、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、産業競争力強化法の一部改正に伴い、大網白里市中小企業資金融資条例で引用する条項に条ずれ等が生じたことにより、所要の改正を行うものでございます。

続いて、改正の概要についてでございます。

はじめに、条項ずれの関係について申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第1項第2号において、創業者の定義を定めておりますが、この創業者はごらんとおり、産業競争力強化法の適用を引用していることから、法律の改正後の条項に改正するものでございます。

続いて、新旧対照表の2ページをごらんください。

第5条において、表中の貸し付け限度額の欄に示してありますとおり、創業支援等計画事業の規定が法第113条から第127条に繰り下げられたことによる整備を行うものでございます。

次に、(2)用語の改正関係についてご説明申し上げます。

資料に示してありますとおり、創業支援事業計画の用語が創業支援等事業計画に改められたことによる規定の整備を行うものでございます。この「等」が加わった理由といたしましては、産業競争力強化法の一部改正により、これまでの創業支援に加え創業に関する普及啓発等を行うという用語が付記されたことによります。その他、これを機にいたしまして、法制上の所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、議決後、速やかに公布いたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○黒須俊隆委員長 ただいま説明がありました議案第4号について、ご質問等があればお願ひ

します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員長　ございませんか。

これ国の法律の条項ずれだということなんで、特段問題のないというか、ものだとは思いますが、この中小企業資金融資条例そのものについて、せっかくの機会ですので、本市においてはどのようなものなのか、そのご説明いただければ、せっかくの機会ですので。

はい。

○板倉洋和商工観光課長　それでは、本市におきます中小企業資金融資制度について、その概略を申し上げます。

まず、一般に創業された方、この方につきましては、事業資金といたしまして、運転資金と設備資金、それぞれ運転資金は貸付限度額1,000万、設備資金につきましては、貸し付け限度額3,000万、これを60カ月以内、そして120カ月以内で返済いただくというような制度でございます。

また、平成28年に制度改正を行いましたときに、この産業競争力強化法に基づいた制度といたしまして、創業支援資金、これが創業してから5年未満の創業者の方、これに係る資金融資といたしまして、運転資金、設備資金、合わせて1,000万、あるいは特定創業者につきましては、1,500万円を上限として融資するという形の制度がとられてございます。

以上でございます。

○黒須俊隆委員長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員長　それでは、商工観光課の皆さん、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(商工観光課　退室)

○黒須俊隆委員長　それでは、議案の取りまとめに入りたいと思います。

議案第4号　大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員長　特にないようですので、それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行

います。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○黒須俊隆委員長 総員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○黒須俊隆委員長 次、その他ですが、その他、委員の皆様、何かございますか。

(発言する者なし)

○黒須俊隆委員長 それでは、局長、何かその他ございますでしょうか。

○安川一省議会事務局長 実はけさ、異常気象と地球温暖化を考えると、この地球温暖化をテーマにして、エコマリン大網というグループの方が主催をして、大網白里市と教育委員会がそれぞれ共催、協賛をして講演会を開きますと。ぜひ議員の皆様にもということで、今日チラシをお持ちになりました。一応議長にお断りをしまして、議員の皆様の棚に配付してございますので、ぜひお持ち帰りいただいて、当日ご出席いただければと思います。これ今日お持ちいただいたものですから、午前中の文教の委員方には同じように話をすることができました。ただ、昨日の総務の方にはお会いすることができなかったもので、総務の方にも一応棚には入れておいて、事後になりますけれども、市内でこういう活動をされている方がいるというPRのために棚に入れるということで、入れさせていただきました。

(「いつですか、それ講演会」と呼ぶ者あり)

○安川一省議会事務局長 あさって、土曜日です。

◎閉会

○石渡登志男副委員長 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。皆様ご苦労さまでございました。

(午後 1時40分)